

(案)

情 報 提 供 ・ 共 有  
( リ ス ク ・ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン )  
に 関 す る ガ イ ド ラ イ ン

新型インフルエンザ専門家会議

平成 18 年 1 月 19 日 版

## 情報提供・共有（リスク・コミュニケーション）に関するガイドライン（案）

### 【新型インフルエンザ発生時の情報提供・共有の基本的考え方】

- 新型インフルエンザについては、流行の規模、流行時の国民への健康影響度等の情報が現時点では不十分である。このため、発生時には対策の有効性を高める点から正確な情報を早急に適切な手法により伝えることが重要である。
- このため、新型インフルエンザ発生に備え、情報の収集・提供体制を整備しておくとともに、情報提供に際して、盛り込むべき内容、提供方法や表現等の留意事項について予めリスト化を図っておくことが必要である。
- 発生時、国民がどのような情報を必要としているかの把握に努め、国民の健康を守り、感染の拡大を防ぐ観点から、行政サイドで入手している情報の可能な限りの提供に心がけつつも、いたずらに不安を助長するような情報の氾濫を招くことなく、適切な情報をより効果的に伝達できるような対応を行うことが必要である。
- 個人のプライバシーや人権に配慮した情報提供を行うことが重要である。
- また、新型インフルエンザ発生時の対策を有効に実施するためには、国内未発生時に、行政や関係機関に加え、企業レベル、国民レベルでの対応を検討しておくことが重要であり、国や都道府県においては積極的に国民の関心を高めるべく、新型インフルエンザに関する情報を提供することが重要である。

## フェーズ1～3

### A. 国における対応

#### 1. 情報収集体制の整備

##### (1) 国外発生情報の収集

##### イ) 情報収集の組織体制・人員の特定と配置

- 厚生労働省においては、国外の新型インフルエンザの発生状況及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととする。
- 国立感染症研究所においても、国外の新型インフルエンザの発生状況及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととする。
- 厚生労働省と国立感染症研究所は日常的に収集した情報の共有を行う。

ロ) 収集情報内容

情報収集にあたっては次の内容を含むものとする。

- ① 発生国・地域
- ② 発生日時・発表日時
- ③ 病原体の特定状況（確定例 or 疑似例）
- ④ 健康被害の状況（感染の広がり、発症の広がり、重症例・死亡例の広がり）
- ⑤ 健康被害の内容（症状の内容・重傷度）
- ⑥ 現地での対応状況（初動体制、具体的対応内容）
- ⑦ 住民・国民の反応状況
- ⑧ 諸外国・WHO 等関係機関の動き
- ⑨ 発信情報のソース・信頼度

ハ) 国外発生情報の収集源

- ・ WHO
- ・ 諸外国（外務省在外公館を通じての情報入手）
- ・ GOARN
- ・ 研究者ネットワーク

(2) 国内発生情報の収集

イ) 情報収集の組織体制・人員の特定と配置

- 厚生労働省においては、国外の新型インフルエンザの発生状況及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととする。
- 国立感染症研究所においても、国外の新型インフルエンザの発生状況及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととする。
- 厚生労働省と国立感染症研究所は日常的に収集した情報の共有を行う。

ロ) 収集情報内容

ハ) の収集源より、発生に関する随時の情報収集を行う。

ハ) 国内発生情報の収集源

国内での発生情報については、次の情報源から収集する。

- ・ 感染症法に基づく届出
- ・ 検疫所からの報告情報
- ・ 都道府県等自治体からの連絡
- ・ 国立感染症研究所からの連絡

## 2. 情報提供体制の整備

### (1) 広報・情報提供体制

- 新型インフルエンザに関する広報官とその代理を（実務ラインの）対策責任者とは別に特定する。
- 広報の頻度を特定し、関係記者会には予め周知を図る。（定期・臨時）
- 自治体・関係機関への情報提供を行う体制を整備する。

### (2) 広報媒体と広報内容

- 記者発表（各国の発生状況、対応状況等）
- インターネット（基本情報、リアルの発生情報等）
- その他  
注）発生段階・状況に応じた発表内容のひな形を予め準備しておく（チェックリスト化を図る）。

## B. 自治体における対応

### 1. 自治体内発生情報の収集

#### (1) 情報収集の組織体制・人員配置（特定）

- 本庁においては、管内の新型インフルエンザの発生状況を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととする。
- 保健所においても管内の新型インフルエンザの発生状況を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととする。
- 自治体内の各関係機関との情報連絡網を整備する。
- 医師会等を通じて医療機関に対し、発生状況の報告体制の強化の呼びかけを行う。
- 情報収集組織者の情報共有体制を構築しておく。
- 地方衛生研究所にて本庁及び保健所が収集した情報の集約及びその分析を行い、本庁感染症担当部局と情報共有を図る体制を検討する。

#### (2) 収集情報内容

情報収集にあたっては次の内容を含むものとする。

- ① 発生地域
- ② 発生日時
- ③ 病原体の特定状況（確定例 or 疑似例）
- ④ 健康被害の状況（感染の広がり、発症の広がり、重症例・死亡例の広がり）
- ⑤ 健康被害の内容（症状の内容・重傷度）

- ⑥ 現地での対応状況（初動体制、具体的対応内容）
- ⑦ 住民の反応状況
- ⑧ 発信情報のソース・信頼度

(3) 情報収集源

- ・ 感染症法に基づく届出
- ・ 医療機関等からの報告
- ・ その他

2. 情報提供体制の整備

(1) 広報・情報提供体制

- 新型インフルエンザに関する広報官とその代理を（実務ラインの）対策責任者とは別に特定する。
- 広報の頻度を特定し、関係記者会には予め周知を図る。（定期・臨時）

(2) 広報媒体と広報内容

- 記者発表（地域の発生状況、対応状況等）
- インターネット（基本情報、リアルタイムの発生情報等）
- その他

注）発生段階・状況に応じた発表内容のひな形を予め準備しておく（チェックリスト化を図る）。

C. 国と自治体の連携

(1) 情報共有体制

- 国から自治体への情報提供に際しては、FAX送付と一斉メールを併用することとし、この旨予め自治体には周知を図っておく。
- 自治体から国への情報提供に際しては、国側で情報の送付先を特定の上、予め自治体に周知を図っておく。自治体からの送付にあたっては、原則文書化し、FAXまたはメールで送付の上送付した旨を送付先担当者に電話連絡する。
- 国と自治体の連絡体制の効率化の点から、具体的連絡内容の電話による伝達は極力避け、文書の送付の確認等に限定することとする。

(2) 共有すべき情報内容

- 国は次の情報については原則自治体に提供する。

- ・ 記者発表事項（新型インフルエンザの発生状況に関する情報等）
- ・ 新型インフルエンザに関する最新の知見
- 自治体は感染症法に基づき報告する事項のほか次の情報については原則国に提供する。
  - ・ 記者発表事項

## **フェーズ4以降**

### **A. 国における対応**

#### 1. 情報収集体制の整備

##### (1) 国外発生情報の収集

##### イ) 情報収集の組織体制・人員配置（特定）

- 厚生労働省においては、国外の新型インフルエンザの発生状況及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととし、フェーズ3までの体制を強化する。
- 国立感染症研究所においても、国外の新型インフルエンザの発生状況及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととし、フェーズ3までの体制を強化する。
- 厚生労働省と国立感染症研究所は日常的に収集した情報の共有を行う。

##### ロ) 収集情報内容

情報収集にあたっては次の内容を含むものとする。

- ① 発生地域
- ② 発生日時・発表日時
- ③ 病原体の特定状況（確定例 or 疑似例）
- ④ 健康被害の状況（感染の広がり、発症の広がり、重症例・死亡例の広がり）
- ⑤ 健康被害の内容（症状の内容・重傷度）
- ⑥ 現地での対応状況（初動体制、具体的対応内容）
- ⑦ 住民の反応状況
- ⑧ 諸外国・WHO等関係機関の動き
- ⑨ 発信情報のソース・信頼度
- ⑩ 予防方法、治療方法、対処方法等に関する情報

##### ハ) 情報収集源

- ・ WHO
- ・ 諸外国（外務省在外公館を通じたの情報入手）

- ・ GOARN
- ・ 研究者ネットワーク

## (2) 国内発生情報の収集

### イ) 情報収集の組織体制・人員の特定と配置

- 厚生労働省においては、国外の新型インフルエンザの発生状況及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととする。
- 国立感染症研究所においても、国外の新型インフルエンザの発生状況及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととする。
- 厚生労働省と国立感染症研究所は日常的に収集した情報の共有を行う。

### ロ) 収集情報内容

- ハ) の収集源より、発生に関する随時の情報収集を行う。

### ハ) 国内発生情報の収集源

国内での発生情報については、次の情報源から収集する。

- ・ 感染症法に基づく届出
  - ・ 検疫所からの報告情報
  - ・ 都道府県等自治体からの連絡
  - ・ 国立感染症研究所からの連絡
- 感染症法に基づく届出
  - 都道府県等自治体からの連絡
  - 国立感染症研究所からの連絡

## 2. 厚生労働省における情報提供体制

- フェーズ4以上の状況が察知された段階で、新型インフルエンザ対策推進本部（本部長：厚生労働大臣）を開催し、本部長からの宣言を行う。
  - ＜フェーズ4 B＞ヒトーヒト感染発生
  - ＜フェーズ6 B＞国内非常事態宣言
- フェーズ3までの定期的発表体制を強化し、毎日複数回定時に定例記者発表を実施し、必要に応じて随時発表を行う。
- 随時ホームページの改編により最新の発生状況等を公表する。

## 3. 提供情報の内容

### 【国外発生情報】

新型インフルエンザの国外発生状況については、次の内容を含むものとする。情報提供にあたっては、WHO等公的機関が公表する情報をベースとし、発生の状況のみならず、当該時点における我が国への流入の危険性の評価、予防方法等についても極力情報提供を行うものとする。

- ・発生状況（地域、国名、都市名等）
- ・確定または疑似の状況
- ・健康被害の状況
- ・我が国への感染拡大の危険性の評価
- ・対応、予防方法（特にWHO等公的機関が公表するもの

#### 【国内発生情報】

新型インフルエンザの国内発生状況については、次の内容を含むものとする。

- ・発生状況
- ・確定または疑似の状況
- ・健康被害の状況
- ・対応、予防方法
- ・行政対応
- ・問い合わせ先
- ・その他

また、発生状況の公表にあたっては、患者のプライバシーの保護に十分留意し、個人が特定される情報については、公表を差し控えることとする。なお、発生地域の公表にあたっては、都道府県名、市町村名までを公表することとするが、感染者との接触者への感染危険性を考慮し、当該接触者への公衆衛生対策上必要な場合はその程度に応じて、接触者の感染が疑われる場所、時期、移動先等を発表するものとする。

こうした発表の対応については、マスコミ関係者と予め検討をおこなっておく。

#### 4. 情報提供上の留意点

情報提供にあたっては、情報提供上の留意点リスト（別途作成予定）を参考とし、適時適切な発表を行うものとする。

#### 5. 連絡窓口の設置

○厚生労働省に次の関係機関との連絡窓口を設置し、関係機関に周知を図る。

- ・対関係省庁
- ・対自治体

○国民からの相談窓口は厚生労働本省には設置せず、自治体（及び可能であれ



ば医師会)に設置を依頼し、国民にはその旨周知を行う。また、厚生労働省においては、外部へのコールセンターの設置を検討することとする。

## 6. 診療・治療ガイドライン、Q&A

- 最新の知見に基づく下記の早急な策定を行い、周知を図る。
  - ・診断・治療ガイドライン（医療関係者向け）
  - ・Q&A（国民向け）

## B. 自治体における対応

### 1. 情報収集体制の整備

#### (1) 情報収集の組織体制・人員配置（特定）

- 本庁においては、国外及び国内の新型インフルエンザの発生状況及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととし、フェーズ3までの体制を強化する。
- 保健所においても、国外及び国内の新型インフルエンザの発生状況及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととし、フェーズ3までの体制を強化する。

#### (2) 収集情報内容

情報収集にあたっては次の内容を含むものとする。

- ①発生地域
- ②発生日時・発表日時
- ③病原体の特定状況（確定例 or 疑似例）
- ④健康被害の状況（感染の広がり、発症の広がり、重症例・死亡例の広がり）
- ⑤健康被害の内容（症状の内容・重症度）
- ⑥現地での対応状況（初動体制、具体的対応内容）
- ⑦住民の反応状況
- ⑧発信情報のソース・信頼度
- ⑨予防方法、治療方法、対処方法等に関する情報

#### (3) 発生情報の収集

- 感染症法に基づく届出
- 関係機関からの連絡

### 2. 情報提供体制

- フェーズ3までの定期的発表体制を強化し、毎日複数回定時に定例記者発表

を実施し、必要に応じて随時発表を行う。

○随時ホームページの改編により最新の発生状況等を公表する。

### 3. 提供情報の内容

新型インフルエンザの国内発生状況については、次の内容を含むものとする。

- ・発生状況
- ・確定または疑似の状況
- ・健康被害の状況
- ・対応、予防方法
- ・行政対応
- ・問い合わせ先
- ・その他

また、発生状況の公表にあたっては、患者のプライバシーの保護に十分留意し、個人が特定される情報については、公表を差し控えることとする。なお、発生地域の公表にあたっては、都道府県名、市町村名までを公表することとするが、感染者との接触者への感染危険性を考慮し、当該接触者への公衆衛生対策上必要な場合はその程度に応じて、接触者の感染が疑われる場所、時期、移動先等を発表するものとする。

こうした発表の対応については、マスコミ関係者と予め検討をおこなっておく。

### 4. 情報提供上の留意点

(別添資料をベースにチェックリスト化を図ってはどうか)

### 5. 相談窓口の設置

○住民向け相談窓口を設置し住民への周知を図る。相談件数が多数になる場合に備え、コールセンターの設置を検討する。

○都道府県医師会との連携のもと医療機関向け窓口を設置する。

## C. 国と自治体の連携

### 1. 発表内容の調整手順

○原則として基本情報は同様のものを使用。

○国又は自治体から独自に情報提供すべき内容は事前に相互に情報交換を行っておく。

### 2. 調整の体制

○国及び自治体それぞれ調整担当窓口を特定し、相互に周知を図っておく。

### 3. 連携上の留意点

○発表時期は原則として合わせる。